

告 示

埼玉県告示第四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年三月二十七日認可した。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

葛西用水路土地改良区

二 事務所所在地

幸手市